

第25・26回 事務管理と不当利得

2017/01/20・23

【事務管理】(261頁コラム㉓)

Case 25-01 長期不在のYの土塀に穴があいている。Yと連絡が取れなかった隣人Xは、不用心なので、Yから依頼を受けていなかったが、30万円でZに修理を依頼した。ZはYの指示を受け、修理の足場の設置をするため、Yの庭に立ち入った。その後帰ってきたYは、Xに感謝したものの、土塀をモダンなフェンスに変える予定だったことから、修理費は払いたくない。さらに、Yは、修理の際に庭が踏み荒らされて育てていた稀少植物甲が枯れてしまったことに立腹している。

- ① XがZに工事代金を支払っている場合、XはYにその償還や報酬を求めうるか。
- ② Zに対する工事代金が未払だった場合、Xはどのような主張ができるか。
- ③ Yは、XやZに甲の損害について賠償を請求することができるか。

1 事務管理という用語と意義

- ・ Geschäftsführung ohne Auftrag (独：委任によらない事務処理)

2 事務管理の成立要件

- ① 「他人の…事務の管理」を始めたこと(事務の他人性、697条1項)
 - ・ 客観的な性質から他人の事務に当たる場合でなくてもよい(通説)
 - ・ 法律行為でも事実行為でもよい
- ② 「他人のために」する意思(事務管理意思・利他的意思、697条1項)
 - ・ 自己のためにする意思が併存していてもよい
- ③ 事務処理義務の不存在
 - ・ 義務を超えた行為も含む **例** 負担部分を超える連帯債務者や共同保証人の弁済
- ④ 本人の利益や意思に反することが明らかでないこと(679条2項・700条ただし書参照)
 - ・ 事務管理の成立を争う本人が、利益や意思に反することの主張・立証責任を負う

3 事務管理の効果

(1) 管理者と本人の間の効果

- ① 他人の権利領域に干渉したことの違法性の阻却
- ② 管理者の債務の発生
 - ・ 本人の利益と意思にかなった事務処理債務の発生(697条)
 - 通常は善管注意義務 **例外** 緊急事務管理の場合の軽過失免責(698条)
 - ・ 事務処理開始通知義務(699条)
 - ・ 事務処理の継続または中止の義務(700条)
 - ・ 受任者に準じる義務と責任(701条→645～647条)
- ③ 本人の債務の発生
 - ・ 有益費用または現受利益の償還義務(702条1項・3項)
 - ・ 有益な債務または現受利益債務の代弁済請求権(702条2項・3項→650条2項)
 - ・ 原則として報酬請求権なし **例外** 遺失物法28条(報労金)

(2) 本人と第三者(法律行為の相手方)との間の効果

- ・ 代理権は不発生。効果不帰属(顕名代理でも無権代理)
- 本人の追完や追認で効果が帰属

4 準事務管理

Case 25-02 Yは、X所有のA社株をXに無断で200万円で売却し、売却代金でB社株を購入した。その後、倒産したA社株が無価値となったのに対し、B社株は400万円に値上がりしている。XはYに、B社の株式または400万円の返還を求めうるか。

- ・ 利益剥奪の可能性←損害・損失がない。**参照** 特許102条1項

・利他的意思の要件が欠けていても、悪意又は重大な過失による事務処理に対しては、事務管理の規定を類推して成果引渡義務を肯定（ドイツ民法687条2項）。

【不当利得制度概論】（321-324頁）

Case 25-03 無効な契約の清算と非債弁済

- ①【契約の取消し】 XとYは絵画甲を2000万円で売買する契約を結び、XはYに代金を支払い、YはXに甲を引き渡した。この契約はZの強迫によるものであったが、Yはそのことを知らなかった。Xが契約を取り消した場合どうなるか。
- ②【過払い利息】 XはYから期間1年利息年30%の約定で1000万円を借り受け、1年後に元利合計1300万円をYに返済した。その後、弁護士の知人からこの契約は利息制限法違反であるとの指摘を受けた。XはYにどのような請求ができるか。

Case 25-04 他人の所有権の故意・過失のない侵害

- ①【盗品売買】 YはAがXから盗んだ時価1200万円相当の新品の建設機械甲を盗品であるとは過失なく知らず、Aから1000万円で買い受け、3か月使用した後に第三者Zに800万円で転売した。A・Zは行方がしれない。新品の甲の相当品の通常レンタル料が月額50万円程度、3か月使用した甲の相当中古価格が1000万円程度と考えられるとき、XはYにどのような請求ができるか。
- ②【無権限使用】 Yは自己所有の甲土地を駐車場とし、6か月間、月額1万円で30人に賃貸して収益をあげていたが、Yが甲に含まれると信じていた駐車スペース2台分の土地は、本当は遊休地であった隣地乙に含まれることが判明した。乙の所有者XはYにどのような請求を行うことができるか。

Case 25-05 他人が負担すべき出捐の肩代わり

- ①【719条の求償】 XとYの自動車は衝突し、通行人Zを負傷させた。後にこの事故の発生についてのXとYの過失の割合は4対6と評価されたが、Xは、Zとの示談で1000万円を賠償金として支払った。XはYにどのような請求ができるか。
- ②【義務のない工事】 Y市の水道管が破損した。工事ミス疑いがあつたことから、その設置工事を行ったXが、Yからの要請もないのに100万円の費用をかけて補修工事を行った。後の調査で、水道管の破損はXの工事ミスによるものでないことが判明した。Xは、Yに同規模工事の平均入札額150万円を請求できるか。

1 不当利得の具体例と意義

- ・誤って実行された無効な契約や対応する債務のない弁済の清算（Case 25-03）
- ・本来権利者に帰属すべき価値の取戻し（Case 25-04）
- ・本来他人が負担すべき出捐の肩代わりの清算（Case 25-05）
→法律上の原因のない受益を、受益者の故意・過失とは関係なく、あるべき財産状態との客観的な齟齬（違法行為と区別される不適法状態）だけを理由に返還させる制度

2 不当利得制度の理解の変遷

- (1) 個別的規定から一般規定への統合へ
 - ・ローマ法以来の個別訴権→事務管理からの分離・独立→ドイツ・スイス民法での一般的規定への統合
- (2) ゴミ箱から箱庭へ
 - (a) 二元論的衡平説：形式的・一般的には正当視される財産的価値の移動が、実質的・相対的には正当視されない場合に、公平の理念に従ってその矛盾の調整を試みる制度；一般条項的な最後の手段（不当利得の補充性）
 - (b) 類型論：他の実定法上の諸制度と同一の平面で機能を分担する制度であり、財産法の体系に沿う形で類型毎に要件や効果が異なるため、統一的な制度理解は不可能。類型の立て方は多様（E323頁図15-1）

- (c) 箱庭論（全実体法体系投影論）：類型峻別の否定（「両性法的不当利得」－物権変動の有因主義を反映）と民法の範囲を超えた体系理解
- (d) 分解説：類型を超えた不当利得という統一された1つの制度は構成不可能

【不当利得制度の要件と効果】（324-330頁）

1 要件全般と典型例における各要件の類型別の意義

- (1) 703条・704条の要件と効果と伝統的通説の理解
- ・703条が不当利得の一般原則、704条は責任加重
 - ・703条の要件：①受益、②損失、③因果関係、④法律上の原因の欠如
効果：現存利益の返還債務の発生
 - ・704条の要件：受益者の悪意
効果：受益返還義務（＝現存利益への縮減の否定）、利息支払義務、損害賠償義務
- (2) 各要件の類型別の意義
- (a) 給付利得の場合
- ・誤った給付（財貨の移転）＝給付受領者の受益＝給付者の損失（損失要件・因果関係要件は、典型的な二当事者関係では同時に充たされる）
 - ・法律上の原因の欠如＝給付を基礎づける表見的法律関係が存在しないこと
例 **Case 25-03**のほか、無効な担保権の実行による配当受領、婚約不成立の場合の結納、賠償債務がないのに行われた賠償、無効な条例に基づく水道料徴収、特定政党支持のための無効な強制カンパ徴収、養子縁組無効の場合の扶養、執行の前提となる実体的権利の不存在
 - ・占有も受益に当たる 例 無効な他人物売買や他人物賃貸借の買主や借主の占有
民法改正案 無効な法律行為の場合の原状回復原則と善意・無償の給付受領者及び制限行為能力者ならびに意思無能力者の現存利益への責任縮減の例外（121条の2）
- (b) 侵害利得の場合
- ・受益＝非権利者の事実上の利益享受、損失＝権利者に割り当てられている権利が非権利者に事実上行使されたこと（多くの場合には、受益と損失の要件が満たされれば因果関係要件も充たされる）
 - ※物権など排他性のある権利が典型。権利者が利用していない物の無断使用でもこの意味での損失はあり、現実の使用・収益可能性は問題にならない。
 - ・使用・収益は受益になるが、占有自体は侵害利得では受益とならない⇒物権的返還請求権との機能分担
 - ・法律上の原因の欠如＝受益が利益を割り当てている帰属秩序に反すること
 ※契約当事者でない権利者との関係では、有効な契約は法律上の原因とならない←契約の相対効
例 **Case 25-04①**のA Y間の売買契約やY Z間の転売契約
 盗品には2年間は善意取得が成立しないので（193条）、Yは所有権を取得しておらず、使用利益や転売代金には、Xとの関係で法律上の原因がない。
- (c) 支出利得の場合
- ・受益＝本来負担すべき支出を免れたこと、損失＝本来の負担者以外の出捐（損失・因果関係は、通常の場合には問題にならない）
 - ・法律上の原因の欠如＝出捐が契約・事務管理・法規などによる債務の履行によるものでないこと
 ※自分が最終的に負担する意思で行った出捐には法律上の原因がある 例 息子の葬儀費用を出した父から嫁への返還請求
 ※最終的な負担部分を超える弁済は、法律上の原因を欠く 例 **Case 25-05①**
- (3) 効果の類型別の共通点と相違
- (a) 共通点
- ・返還目的物の転売では、利得者が善意であれば、現実の売却代金と客観的市場価格の低い方が受益額
 - ・返還義務者が善意の間に受益を失えば、その限度で利得が消滅・縮減するが、返還目的物（とりわけ金銭）を使用しても、多くの場合には**出費の節約**があるので、現存

利益への縮減はない。現存利益への縮減は、善意で利得がなければ行わなかったような支出をした場合（浪費）に限られる。利得の消滅は、返還義務者が消滅時の善意と共に主張・立証しなければならず、認められにくい。

判例 P268（富士銀行手形払戻金事件）

(b) 給付利得の場合

- ・給付されたもの自体もしくはその価値の全部返還が原則
返還債務者に帰責事由のない給付物の滅失・損傷の場合にどう処理するかについては、解除の場合の受領した給付の消滅と同様、価額償還説と危険負担説に分かれる。
- ・果実・使用利益も客観的価格の範囲で返還（価額償還）を要する（給付利得当事者間では189条1項は不適用←従来判例・多数説）

判例 P269（東京銀行利息相当額返還事件：たとえ善意であってもその運用利益を返還すべき旨、判示）

- ・給付受領者が投下した費用の返還は、196条・299条（交換型契約）、596条・608条（利用型契約）を類推適用
- ・双務契約の清算の場合、同時履行（533条）の類推適用
←双務的牽連関係の反映
- ・商行為の清算の場合に法定利率の基準には争いがあるが民法改正では無意味化

判例 P196（過払金返還請求につき5%←法定債権）

- ・商行為の清算の場合の消滅時効についても争いがあるが民法改正でやはり無意味化

判例 最判昭55・1・24民34巻1号61頁（過払金返還請求につき10年←法定債権）

(c) 侵害利得の場合

- ・価額償還のみが原則：物権的請求権との機能分担
- ・果実・使用利益、必要費・有益費の処理には、物権的請求権の付属規範（189～191条・196条）が類推適用される。
- ・受益者が無権限処分者に対して支払った代金（Case25-04①：YがAに払った1000万円）は、衡平説かつ差額説では控除対象。判例は揺れている（否定例：大判昭12・7・3民16巻1089頁、肯定例：高松高判昭37・6・21高民15巻4号296頁）。類型論では、侵害利得返還債権者は受益者と第三者の間の契約に拘束されるいわれがないこと（194条に類する場合のみ控除可能）、および、善意占有者の果実收取権（189条）が第三者に支払った対価の控除を認めない代わりに措置としての性格をもつことから、原則不控除

(d) 支出利得の場合

- ・常に金銭による不当利得返還
- ・利得押付けの防止という観点
→現に利益を受ける限度での利得返還義務（196条、462条2項、608条などを類推）
→求償債務者は元の債権者に対する抗弁権を求償債権者にも対抗可能（468条2項類推）
→原債権の消滅時効期間や時効進行状態が引き継がれる

2 多数当事者間の不当利得

(1) 契約当事者以外への給付と不当利得

Case 25-06 Xは、Yとの間で、Yに金銭を貸し付ける金銭消費貸借契約を締結したが、Yの指示により、貸付元本は訴外Bの口座に振り込んだ。しかし、この契約は、YがAに強迫されてXから借りさせられたものであったため、Yはこの契約を取り消した。XはYに、貸付元本相当額の不当利得の返還を求めることができるか。

- ・YかBのいずれが給付受領者かが問題

判例 P263：原則としてYが利得者だが、Y B間に何らの関係もなく、YはAの指示を受けてBに対する振込みをXに指示したすぎない場合には、Yには利得はない

- ・Yを受益者としつつ、善意のYは、Bに対する不当利得返還債権を、受益の代位物として譲渡する形でXに返還すればよいとも考える

(2) 金銭騙取の不当利得

Case 25-07

- ① AはXから金銭を騙取し、A自身の債権者Yに弁済として給付した。XはYに不当利得の返還を求めうるか。AがXに指示して、直接Yに金銭を交付させた場合と違いがあるか。
- ② AはXから金銭を騙取し、Zの債権者Bに第三者弁済として給付した。ZもBも騙取金による弁済であることは知らなかった。XはZに不当利得の返還を求めうるか。
- ③ AはBの代理人と称してYから金銭を騙取して費消し、犯行を隠蔽するため、続いて同様にBの代理人と称してXから金銭を騙取し、Bからの弁済と詐ってYに交付した。XはYに不当利得の返還を求めうるか。

- ・ **戦前の判例** 大判大8・10・29民25輯1890頁：因果関係の直接性理論により、Aの下で金銭がAの一般財産と混和していない場合及び直接交付の場合にのみ、XやZの不当利得返還責任を肯定
- ・ 金銭所有権についての「占有＝所有」理論が採用されると、直接交付型以外は、Aの金銭からの利得となって、直接の不当利得関係は生じないはず
- ・ **判例** P265（農林事務官国庫金詐取事件）：社会通念上の因果関係で足りるとし、Yが悪意か善意・重過失であれば、Yの不当利得返還責任を認めうる
- ・ 衡平説：ほぼ判例を支持。有価証券の善意取得の類比を根拠にするものがある。
- ・ 類型論：反対が多い（③ではYへの弁済は非債弁済になってしまう）。物権的価値返還請求権と構成するもの、債権者取消権（①）や債権者代位権（②）と構成するもの、XのAに対する侵害利得返還債権に一定の場合、他の債権者に対する優先的効力を認めるべきとするものなど多様

(3) 転用物訴権

Case 25-08 AはYから賃借していたブルドーザー甲をXに修理させたが、修理代金を支払わないまま倒産した。Yは甲をAから引き揚げ、第三者に転売した。XはYに不当利得の返還を求めうるか。

- ・ ローマ法以来の伝統的な類型。契約相手方に対する給付が第三者の所有物にとって利益となった場合に、直接の利得返還請求権を認める制度。ドイツ民法は明確に否定し（←契約関係の自律性・相対性の尊重、取引安全への配慮）、因果関係の直接性理論を採用
- ・ **判例** P266（ブルドーザー修理事件）：因果関係の直接性を認めて請求を認容
P267（店舗ビル改築事件）：YがAとの賃貸借契約関係で対価関係なく利益を受けた場合に限る ※本件では権利金免除の対価関係があるとして請求を棄却
- ・ 衡平説：肯定的。類型論：否定的もしくは限定的肯定説（特殊類型として）

【不当利得の特則】（331-333頁）

1 非債弁済（705条）

Case 25-09 XはY（貸金業者ではない）から利息制限法の制限利率を超える高利で借金をし、このことを十分認識せずに2015年11月まで利息を払ってきたが、知人の弁護士から違法な高利は支払う必要はないと指摘されたので、過払利息分を計算して12月分の利息は支払わなかった。ところが、Yから強く支払いを迫られたので、Xは、怖くなって、結局約定通りの利息をYに支払った。Xは過払利息の返還を求めうるか。

(1) 制度の趣旨

- ・ 贈与意思の推定、あるいは、保護に値しない不合理な行動→返還請求の否定

(2) 非債弁済の要件

① 債務の弁済としての任意の給付

- ・ 任意性を欠くことは、弁済受領者から給付者の悪意（後述③）が抗弁として立証された場合にのみ、再抗弁として主張・立証を要する

- ・ **任意性を欠く例** 強制執行、訴追・強制執行を免れるための弁済、相手方に債務不履行責任追及の口実を与えないための弁済、自動引落、返還請求を留保した弁済
- ② 債務の不存在 消滅時効にかかった債務は給付保持力を有するから弁済は有効
- ③ 給付者の悪意
 - ※例外とすべき場合 詐欺・強迫の被害者、通謀虚偽表示の場合の債権者代位…無効な契約の清算にはおよそ適用しないという考え方もありうる

2 期限前の弁済（706条）と他人の債務の弁済（707条）

3 不法原因給付

Case 25-10 XはYに対して、愛人関係の継続を図るため、建物甲を贈与して引き渡したが、後に愛人関係を解消した。Xは、甲の返還をYに請求できるか。

(1) 制度の趣旨

- ・ クリーン・ハンドの原則。反社会的行為の抑止
- ・ 付加的観点：両当事者間の公平・信義の維持、取引の安全

(2) 本条本文の要件

① 不法の原因が給付者側にあること

- ・ **判例** P I 52（酌婦前借金事件－実質人身売買として返還請求も否定）
その他の例：賭博・買収・賄賂・みかじめ料
- ・ 不法：社会において要求される倫理・道徳を無視した醜悪なもの
90条の不法とはズレ、弱者保護型90条の柔軟化も参照
- ・ **判例** P274（経済統制法規違反－返還請求を否定した原審を破棄差戻）
最判昭27・3・18民6巻3号325頁（執行免脱のための財産隠しは不法原因給付でない）
- ・ いわゆる動機の不法も含む
- ・ **判例** 大判大5・6・1民22輯1121頁（密航勧誘周旋者の貸金返還請求を否定）
P277（アヘン密輸資金騙取事件－動機の不法を含むとする点は傍論）

② 給付が完了していること

←給付未完了時に本条を適用すれば不法な結果の実現に法が手を貸すことになる

- ・ **判例** P275（妾関係家屋贈与事件：未登記建物－引渡して給付完了）
- ・ P276（同類型事件：既登記建物－移転登記まで給付未完了）

(3) 本条本文の効果

- ・ 給付返還請求権の否定・受領者による給付の反射的保持（上記P275）

(4) 本条ただし書の要件

- ① 不法の原因が主として受領者側にあること **判例** 上記P277（衡量して否定）
- ② 給付があったこと

(5) 本条ただし書の効果

- ・ 例外の例外として本則通り、返還請求が認められ、非債弁済ともならない

(6) 本条の適用範囲等

- (a) 物権的請求権 **判例** 上記P275
- (b) 不法行為に基づく損害賠償請求権
判例 P278（不倫相手の女性の損害賠償請求）
最判昭45・4・21判時593号32頁（真実の証言に対して支払った対価）
- (c) 返還特約の効力
 - ① 契約当初からの返還特約＝本条本文の潜脱→無効
例 裏口入学金返還特約（天藤真「犯罪講師」参照）
 - ② それ以外＝不法実現の中途断念→有効
- (d) 代位債権者・破産管財人の返還請求
 - ・ 被害者である債権者保護の目的から708条の適用が制限されうる
 - ・ **参考裁判例** 大阪地判昭62・4・30判時1246号36頁（豊田商事事件）
- (e) 不法目的の賃貸借契約や消費貸借契約における賃貸物や元本の返還請求
 - ・ これを否定するには賃料や利息の返還請求否定よりも強い違法性を要する